

障害者自立支援法の円滑な運営のための 改善策について

障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すものであり、この改革を着実に定着させていくことが必要。

しかしながら、本改革が抜本的なものであることから、さまざまな意見が存在。こうした意見に丁寧に対応するため、法の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模：1,200億円(国費)】

利用者負担の更なる軽減 (19年度当初、20年度当初：計240億円)

事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正：300億円)

新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正：660億円)

及び は、18年度補正で都道府県に基金を造成し、20年度まで事業を実施

(参考)障害福祉サービス(19年度予算案)

障害福祉サービスは、4,873億円と、11.4%の増額を確保。

1. 利用者負担の更なる軽減

現行制度の概要

自立支援法においては、1割負担について、所得に応じた負担の上限額を設定。その際、通所・在宅利用者及び障害児に対しては、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合に、上限額を2分の1に引き下げる措置を実施(平成20年度まで)

(参考1) 1割負担の上限額と通所・在宅利用者に対する社会福祉法人軽減

- ・ 市町村民税課税世帯(一般) 月37,200円 上限額の引下げなし
- ・ 市町村民税非課税世帯(低所得2) 月24,600円 2分の1軽減 12,300円(通所の場合は7,500円)
- ・ 年間収入80万円以下(低所得1) 月15,000円 2分の1軽減 7,500円

(参考2) 通所(平均事業費14.9万円)の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

- 一般……………29,200円/月(1割負担14,900円+食費14,300円)
- 低所得1、2…12,560円/月(1割負担 7,500円+食費 5,060円)

現行制度の課題

利用者負担を理由とする施設退所者は例外的な状況。しかしながら、現行の軽減措置には以下の課題あり。

在宅の場合、稼得能力のある家族と同居していることが多く、軽減の適用が少ない。

(参考)入所では軽減(個別減免等)の適用を受けている者が68%に上るのに対し、在宅では24%

授産施設など**工賃収入のある利用者**について、「工賃より利用料(自己負担)が大きい」等の指摘。

(参考)平均工賃額は15,000円(工賃額が数千円程度の利用者も多い。)

障害児のいる世帯は、若年世帯が多く、在宅・施設を問わず、家庭の負担感が大きい。

軽減措置の内容 通所・在宅利用者

1割負担の上限額の引下げ(現行2分の1 4分の1)

社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、**NPO法人の利用者などすべての利用者**が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。

この結果、軽減を行った**事業者の持ち出し(軽減額の一部を法人が負担していたもの)**も解消される。

軽減対象世帯の拡大

- ・ **収入ベースで概ね600万円まで(市町村民税の所得割10万円未満まで)拡大**
資産要件について、単身の場合は現行350万円から**500万円**まで、家族がいる場合は**1,000万円**まで拡大

(参考1) 1割負担の更なる軽減

- ・ 市町村民税課税世帯(所得割10万円未満の場合) 月37,200円 4分の1軽減 9,300円
- ・ 市町村民税非課税世帯(低所得2) 月12,300円【2分の1軽減】 4分の1軽減 6,150円
(通所は月 7,500円【2分の1軽減】 4分の1軽減 3,750円)
- ・ 市町村民税非課税世帯(低所得1) 月7,500円【2分の1軽減】 4分の1軽減 3,750円

(参考2) 通所(事業費14.9万円)の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

- ・ 一般(所得割10万円未満の場合)・・・29,200円/月 14,360円()
- ・ 低所得1、2・・・・・・・・・・・・・・・・・・12,560円/月 8,810円()

いずれの場合も軽減により**平均工賃15,000円を下回る負担に**

障害児のいる世帯

1割負担の**上限額の引下げ**(現行2分の1 4分の1)(通所・在宅利用児童)
通所・在宅利用者に対する軽減措置と同様の内容

軽減対象世帯の拡大(通所・在宅利用児童に加え、入所施設利用児童も対象)

- ・ **収入ベースで概ね600万円まで**(市町村民税の所得割10万円未満まで)拡大
資産要件については1,000万円まで拡大

【負担額の例】

通所施設(事業費14.4万円)を利用する児童の場合(1割負担と食費)

- | | | |
|----------------------|---------|---------|
| ・ 一般世帯(所得割10万円未満の場合) | 28,700円 | 14,360円 |
| ・ 市町村民税非課税世帯 | 9,040円 | 5,290円 |

入所利用者等

入所施設について、工賃引上げに対する意欲を更に高めるため、**工賃が年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、定率負担と食費等の負担が全くかからないよう、工賃控除を徹底**

現行の工賃控除は1割負担について認められていたが、年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、食費等の負担もなくし、工賃全額が手元に残る仕組みとするもの。本年4月に遡って適用。

入所施設利用者の個別減免の資産要件を現行350万円から500万円に拡大

当委員会中間まとめで指摘された入所施設利用者の手元金(2.5万円)の水準については、引き続き検証を行う。

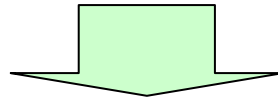
2. 事業者に対する激変緩和措置

激変緩和措置の考え方

自立支援法の施行後、全体としてサービスは着実に増加。しかしながら、

通所事業者を中心に、報酬が日払いとなった結果、利用者が思うように確保できず減収が大きい事業者の支援や、

法の施行に伴い新たなサービスに挑戦するも保障のない新体系移行事業者の支援が必要



措置の内容

旧体系において、従前報酬の80%保障を90%保障となるよう保障機能を強化する。
併せて、旧体系から新体系に移行した場合の激変緩和措置(90%保障)も新たに設ける。

利用者が通所サービスをより利用しやすくするため、送迎費用を助成。

入所施設の利用者が入院した場合の保障措置を強化(現行6日分を1か月間 8日分を最長3か月まで)する。

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

激変緩和措置の考え方

サービス体系が抜本的に見直される中で、直ちには移行できない事業者を経過的に支援

小規模作業所（法定外施設）

地域活動支援センター等

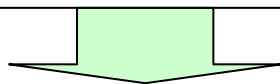
デイサービス及び精神障害者地域生活支援センター

（本年9月までで廃止されたが、経過的な事業として平成18年度まで存続）

生活介護などの新体系サービス

を行う一方で、新法への移行についても丁寧に対応

地域移行等を理念とする新体系サービスが始まったことに伴う需要に緊急に対応



措置の内容

新法に移行するまでの経過的な支援

- ・ 直ちに移行するのが困難な小規模作業所に対し、従前と同水準（定額110万円）の補助を実施
- ・ 従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センターが移行する（平成20年度）までの間、経過的に支援

新法への移行のための支援

- ・ ケアホームのバリアフリー化や既存施設が新法に移行する場合の改修等 <ハード面の支援>

旧体系施設における改修等は、社会福祉施設整備費で対応

- ・ 移行のためのコンサルタントの配置や専門家の派遣 <人的支援>
- ・ グループホームの立ち上げ経費への助成等、重度訪問介護事業の人材確保等を含めた体制確保のための支援
- ・ 雇用、教育等との連携強化(就労支援のための実習受け入れ先の開拓、就労支援ネットワークの構築等) <ソフト面の支援>

制度改正に伴う緊急的な支援

- ・ 障害児の早期発見・早期対応、障害児とその親のための交流の場の設置
- ・ 相談支援体制の充実強化のためのスーパーバイザー派遣
- ・ オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)の社会参加促進のための基盤整備
- ・ 制度移行期に係る事業コスト増に対する助成(原油高騰対策を含む)
- ・ 制度改正の周知徹底のための広報啓発費 等

4. その他当委員会中間まとめで指摘された事項への対応

障害程度区分について

障害程度区分については、今後、知的障害、精神障害を中心に、身体障害も含め、それぞれの障害特性をより反映した判定の仕組みとなるよう、コンピューター判定の見直しを含む改善策を講じていく。

資料3「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について(Q & A)」のQ5を参照

施設入所に関する経過措置の取り扱いについて

従来から施設に入所していた者については、厚生労働大臣が国会答弁で明らかにしたとおり、5年間の経過措置終了後においても、施設から追い出されることがあってはならない。

このため、この経過措置(施行規則)については、法の見直しが法附則に規定されていること等も踏まえ、所要の手続きを経て、3年以内のできるだけ早い時期に必要な改正を行うとともに、この方針を周知し、関係者の無用な不安の払拭に努める。

資料4「施設入所に関する経過措置の取り扱い」を参照